⑮　本工事は、公告時に発注者が想定している概略工程表を開示する試行工事である。なお、本試行の効果の検証に関するアンケート調査に協力するものとする。

⑯　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を活用することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

⑰　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⑱　本工事は、「若手技術者を配置」、「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について、成績評定で評価する工事である。

⑲　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⑳　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、中国地方整備局のホームページにより公表する。

㉑　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

㉒　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

㉓　本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「ＣＣＵＳ」という）の普及促進を図るＣＣＵＳ活用モデル工事である。

㉔　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。

㉕　本工事は、以下の通り、復興歩掛・復興係数を適用している。

１）復興歩掛について

【対象歩掛】土工に関する歩掛

【補正内容】作業日当たり標準日当たり作業量を10％低下する補正

補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たり標準日当たり作業量×0.9

２）復興係数（間接工事費の補正）について

【補正係数】「空港請負工事積算基準」等により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

【共通仮設費：1.1　現場管理費：1.1】

㉖　本工事は、令和６年度本予算成立日以降、当該工事に係る予算事務手続きが整った場合についてのみ開札を行うものとするため、予算成立の事情により本工事の入札日及び開札日を変更又は取消すことがある。

２　競争参加資格

本工事の一般競争入札に参加するためには⑴から⑽に示す要件をすべて満たさなければならない。

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局（港湾空港関係）における空港等土木工事に係る令和５・６年度一般競争参加資格の決定を開札の時までに受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）に係る空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,250点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した空港等土木工事における客観点数が、1,250点以上の者であること。）。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,050点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した空港等土木工事における客観点数が、1,050点以上の者であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体の全ての構成員にあっては、平成20年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことにより、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しの完了しなかった工事については、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しが完了したものとして取り扱う。この場合、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことを確認できる資料を添付すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・供用中の飛行場（制限区域内外は問わない）において、20,000㎡以上の盛土（埋戻し含む）を施工した工事。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成20年度以降に元請として完成・引き渡しの完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことにより、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しの完了しなかった工事については、本工事の競争参加資格確認申請日までに完成・引き渡しが完了したものとして取り扱う。この場合、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を目的として工事の工期の延長又は検査の延長を行ったことを確認できる資料を添付すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

同種工事とは、以下に掲げる工事とする。

・供用中の飛行場（制限区域内外は問わない）において、10,000㎡以上の盛土（埋戻し含む）を施工した工事。

③　①及び②において当該施工実績が全地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の発注した工事（いずれも港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（専任補助者を配置する場合は当該専任補助者を含む）を当該工事に配置できること。

また、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。